

栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議

令和2年6月26日（金）

吉野室長：それでは時間になりましたので、これより「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」を開催いたします。私は環境省環境再生・資源循環局の吉野と申します。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、皆様マスク着用にて会議を進行させていただきますことをご容赦いただければと思っております。資料についてはお手元にお配りしていると思っておりますけれども、議事次第に配付リストがございますので、不足がございましたらお近くのスタッフにお声がけいただければと思っております。開会に当たりまして、石原環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

石原副大臣：本日は、ご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。指定廃棄物につきましては、一時保管が長期にわたり続いている状況であり、保管いただいている自治体、事業者及び県民の方々に、長くご負担をおかけしていることについて心よりお詫びを申し上げたいと思っております。また、保管者の中でも、とりわけ農家のご負担が大きく、早急に負担軽減が必要であることを認識しております。平成30年11月の会議では、負担軽減策についてご議論いただき、国が長期管理施設を整備する方針は堅持しつつ、市町単位で地元のご意向を踏まえ、暫定集約場所を確保し、集約していくことといたしました。その後、個別にご相談を重ねる中で、約1年半が経過いたしました。本年3月に公表した再測定結果の公表も経て、今回改めて知事や関係市町長の皆さまにお集まりいただきまして、今後の進め方についてご議論いただく運びとなりました。指定廃棄物の処理は、国の責任で行うこととしておりますが、ご地元のご理解・ご協力が不可欠です。環境省としては、栃木県及び市町のご意向を十分尊重しながら、指定廃棄物を安全に処理するため、引き続き全力を尽くしてまいります。着実にこの問題に取り組んでまいります。本日はよろしく願いいたします。

吉野室長：続きまして、福田栃木県知事からご挨拶をお願いいたします。

福田知事：はい、皆さんおはようございます。お忙しい中、6市町長の皆様方にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。また、環境省におかれましては、本会議を開催していただきまして、石原環境副大臣他、職員の皆様方に、栃木県においでいただきました。心から御礼を申し上げ、歓迎を申し上げたいと思っております。本県の指定廃棄物につきましては、ご案内の通り、県内160か所で一時保管されております。台風あるいは竜巻などの自然災害によって飛散・流出のリスクや、保管の長期化による農家や事業者の皆様のご負担を考えますと、一日も早く安

全に処理する必要があります。かねてから、保管者の負担は重く、特に農家の方が保管しているものから優先的に対応すべきであると申し上げ続けております。県といたしましても、関係市町からご意見やご提案などを伺いながら、国とともに、保管農家の負担軽減に向け、協議が前へ進むことができるよう努めて参りました。本日、保管農家の負担軽減に関する国の提案について、関係市町の皆様方から忌憚のないご意見を賜り、本会議を保管の負担軽減に向け、歩みを進める場にしていただければ幸いであると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

吉野室長：ありがとうございます。本日のご出席者につきましては、資料に出席者名簿を付けておりますので、こちらでご確認をお願いいたします。また、会議の議事録につきましては後日、環境省のホームページにおいて公表する予定となっております。本日の会議には報道関係者もいらっしゃいます。ここで、報道関係者の方々をお願い申し上げます。会議中の撮影も可能としておりますけれども、あらかじめ決められた位置から撮影いただくようお願いいたします。これからの進行は、環境再生・資源循環局次長の森山が務めさせていただきます。それでは森山次長、よろしくお願いいたします。

森山次長：はい。環境省の森山でございます。本日は会議の進行を務めさせていただきます。地元の皆様のお気持ちをしっかりと受け止めながら、誠心誠意対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。本日の議題は「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について」であります。まずは資料を用いてご説明いたします。

吉野室長：それでは私の方から資料を説明させていただきます。本日、環境省からは、資料1と資料2についてご提案をさせていただきたいと思っております。まず、資料1の方をご覧いただければと思います。今後の進め方についてということでもあります。1枚めくっていただきまして、2ページのところでございます。このページは、これまでの経緯をまとめたものでございます。栃木県におきましては、長期管理施設を整備するとの方針のもとに、平成26年に詳細調査候補地を公表したところですが、実施には至っていない状況となっております。特に、ご自身の敷地で農業系の指定廃棄物を保管されている農家が、大変多くなっておりまして、多大なるご負担をおかけしている状況でございます。こうした中、保管農家のご意向確認等もさせていただきまして、平成30年11月の関係市町長会議におきまして、集約化等により保管農家の負担軽減を図ることとさせていただきました。その後、昨年7月には副市町長会議で再測定の実施方針をまとめさせていただきまして、農家保管分の指定廃棄物すべてについて、再測定を実施し、結果をこの3月に公表したというところでございます。3

ページでございます。これは県内の一時保管の状況をまとめたものでございます。多くの農家の方々に保管いただいていることがわかるかと思えます。次4ページでございます。こちらは、平成30年11月の関係市町長会議で提案をさせていただきました負担軽減策ということでございます。これに沿って、いま暫定集約の検討を進めており、これから更に進めていくということにしております。5ページでございます。これは、この3月に公表した再測定の結果でございます。123名の農家の皆様に保管いただいている、農業系の指定廃棄物をすべて測定いたしましたところ、重量ベースでは、8割を超えるものが8,000ベクレルを下回っていたということでございます。6ページでございます。こちらが今後の進め方についてのご提案ということでございます。まず、暫定集約の前提といたしまして、長期管理施設を整備する方針というものは堅持ということでございまして、現状うまくいっておらず、心苦しいところではございますけれども、そのことにつきましては、改めて確認させていただきたいと思えます。後段のところですが、今後の進め方といたしまして、今後は、①暫定保管場所を選んでいく際の考え方を整理する必要があるかというふうにご覧でございます。②のところ、再測定の結果、8,000ベクレルを下回るものも相当量あるということが分かりましたので、可能な部分につきましては、指定解除の仕組みを活用していくことも含め、減容化や保管方法を検討していくということでもどうかというふうにご覧でございます。こうしたことで、暫定保管場所の選定というステップに歩を進めていきたいと考えてございます。もちろん指定解除ですとか、減容化、保管方法等につきましては各市町のお考えはそれぞれあるかと思えます。国が一方的に決めていくということは決してございませぬし、各市町のご意向を最大限尊重させていただきますので、関係市町全体の大きな方針として進めさせていただきたいと考えてございます。7ページになります。これは、実施のイメージを図にしたものになります。左端は現在の保管場所となっております、そこから真ん中の暫定保管場所に搬入していくということになります。現在の保管場所で減容化を行うこともあり得ると思えますけれども、集約後に減容化を行うということももちろん考えられるということでございます。いろいろなパターンがあるということを図にしたものでございます。その過程で、可能な部分につきましては、指定を解除して、通常の廃棄物として処理していくということも選択肢としてはあるかというふうにご覧でございます。こちらは、今後の進め方を絵にしたものであります。続きまして資料2をご覧ください。続けてご説明させていただきます。先ほど、今後の進め方でご説明させていただきました暫定保管場所選定の考え方にあたるものでございます。今後具体的に保管場所を選定するにあたりまして、一定の考え方を整理する必要があるかと考えまして、整理をしたものでございます。1ページ目は先ほども申し上げた、経緯を記載した部分でございます。2ページ目をご覧ください。ここから4点ほど留意すべき事項を整理してございます。①として、自然災害のおそれというこ

とでございます。気象災害等に起因するものとして、地すべり等の現象を挙げております。②のところは自然環境の保全でございます、特に優れた貴重な自然が失われるなどのおそれがある地域には留意するということでございます。③は、史跡・名勝・天然記念物等の保護に影響を及ぼす場合には留意するということでございます。3ページにいきまして、④必要面積の確保等でございますが、各市町の保管場所数や、保管量を踏まえるということでございますけれども、減容化や指定解除、保管強化をどのように行うかということによって、暫定集約に必要な面積も異なってくると考えられますので、そういった点を踏まえるということでございます。それから公道からのアクセス等についてももちろん留意する必要があるということでございます。地図情報等から特定の場所を除外するというところでありませんけれども、選定を行うに際して留意すべき点ということで挙げさせていただきました。(2)のところですが、今申し上げた点を踏まえるということで、候補となり得る土地といたしましては、現在指定廃棄物が保管されている公共施設の土地など、①から④に掲げた土地の中から決めていくということかどうかということでございます。もちろん簡単な作業ではないことは十分承知しております。6市町が同じタイミングで、ということもなかなか難しいと思いますけれども、今後検討作業にあたりまして、一定の考え方を整理する必要があるというふうに思いまして、まとめさせていただいているものであります。以上が資料2でございます。あと、特に中身について詳細なご説明はしませんけれども、参考資料として、3点付けておりまして、まず参考資料1は3月に公表しました再測定結果でございます。それから、参考資料2は、減容化の手法を紹介したものでございます。それから、参考資料3は、福島県を含めまして、各県の指定廃棄物の状況につきましてまとめたものであります。福島県では、廃棄物を搬入できる最終処分場があるということで、その点は大きな違いですけれども、減容化等は、環境影響なく実施をできているということでありまして、そういった状況を簡単ではありますが、ご紹介をさせていただいております。以上、再測定結果を3月に公表させていただきまして、それも受けてどうするのかというところをお示しできずにはいたわけてございますけれども、本日、資料1と資料2という形でこの2点をご提案させていただきまして、ご意見を賜りたいということでございます。説明は以上でございます。

森山次長：環境省といたしましては、ただいま説明させていただきました「暫定集約の今後の進め方」と「暫定保管場所の選定の考え方」に沿いまして今後進めさせていただきたいと考えております。つきましては、今後の進め方や、それに限らず指定廃棄物問題全般に関することも含めまして、ご意見やご要望、また、各市町の実情や取組状況などにつきまして、ご発言があればいただきたく存じます。よろしくお願いたします。

矢板市長：矢板市長でございます。まずは初めに、私共は以前から要望をさせていただいておりました、全農家に対する放射能の再測定を実施していただきまして、誠にありがとうございました。それを受けまして、本日の会に出席にあたりまして、私は矢板市内の農業系指定廃棄物を保管されている6軒の農家がございますけれども、6軒の農家にお伺いをいたしまして、3月に公表されました、再測定結果への受け止めでありますとか、減容化の方法について、お聞きをしてみました。先ほどのご説明の中にも、全体の8割の農家で放射能濃度が8,000Bq/kgを下回ったということでございましたけれども、矢板市内の農家の方からもですね、思った以上に、予想以上に数値が下がった、または、一回目の再測定で8,000Bq/kgを下回るとは思わなかったというようなお声をお聞かせいただいていたところでございます。そういった中で、放射能濃度が8,000Bq/kg以下となった矢板市内、4軒中3軒の農家からは、土地利用上の都合でありますとか、または風評被害発生の懸念、さらには、暫定集約といっても、今後集約場所がそう簡単に決まるわけではないだろうといった理由から、指定廃棄物の指定解除の協議に応じてもよい、というようなお考えをお示しいただいたところでございます。それを受けまして、矢板市では、昨日まで庁内で協議をいたしまして、対象となる農家の方に対しましては、指定解除がなされて一般廃棄物になった場合であっても、放射能濃度が上昇する焼却処分をしないこと、そして、前回の市町長会議での合意にございました、農業系指定廃棄物の各市町単位での暫定集約をするという方針に即しまして、当該廃棄物につきましては、指定解除された場合であっても、市外に持ちださないこと、この2点を条件といたしまして、また環境省さんに対しましては、一般廃棄物となって、処理責任が市町村に移った場合でも、引き続き、その保管等に当たっての技術的な支援でありますとか、予算的な支援をしていただけること、このことを条件とさせていただきまして、農家の皆さん、そして環境省さん、そして、私ども矢板市による農業系指定廃棄物の指定解除の協議に応じるといった考えがあるということ、この場をお借りしてご報告をさせていただきたいと思っております。まだ私どもも引き続き、特措法の規定に基づきまして、指定廃棄物は国が責任をもって処理をするということが大前提であるというふうに考えております。また、私自身もですね、以前のこの会議の席上で那珂川町の福島町長のお言葉をお借りしますと、一度指定廃棄物の色を付けた以上は、放射能濃度が8,000Bq/kgを下回ったとしても、最後まで指定廃棄物として取り扱うべきだという趣旨の考えを繰り返し述べさせていただいてきたところでもあります。また今回、再測定の結果を受けて市内の農家を回らせていただきましたところ、市内の農家の皆さんの考えが、私どもよりも一歩先を行っていたような気がいたしております。地域特性ということで申し上げますと、矢板市はかつて指定廃棄物最終処分場の候補地に事実上選定をされたことで大規模な反対運動が展開された町でございます。このような経緯から、指定廃棄物

に対する警戒感や危機感というものは少なくとも他の市町の方より強い、6市町の中で一番強いといっても過言ではないかと思いますが、そのように農家の方も見ておられまして、この町においては、暫定集約とはいえ、そう簡単にその集約先、適地が見つかるとは思えない、というようなことを異口同音におっしゃっていただきました。適地がなかなか見つからないということであれば、その中で、放射能濃度がその基準値を下回ったのであれば、その他の廃棄物と同様に扱わせていただきたい、というようなことは、今回協議に応じるといった趣旨のことをおっしゃっていただいた農家の皆さんの共通する考えなのではないかなというふうに思っております。農家の方に暫定集約場所をそう簡単に見つからないと見通されていたとしたら、私ども矢板市としても努力不足を恥じなくてはいけないというふうに思いますが、その一方で、私ども矢板市にとりましても、指定の解除が進んで暫定集約の対象となる指定廃棄物の量が減っていけば、集約場所の敷地が少なくて済むわけでございまして、さらにそのことで、場所の選定にあたっては、より多くの可能性を追求できるということにもなろうかと思えます。このような点から矢板市といたしましては、暫定集約を今後一層推進するためにも、環境省の方にまずは、指定解除に向けた、事前協議の方をお願いしたいというふうに思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

森山次長：齋藤市長、どうもありがとうございました。

まずはご要望等、一通りいただければと思います。では、渡辺市長、お願いいたします。

那須塩原市長：那須塩原市長の渡辺美知太郎です。この指定廃棄物の問題、もう9年以上たっておりまして、再測定の結果、栃木県内ではもう8割以上のものが8,000を切っているという現状を見ますと、今現在栃木県内では塩谷町が詳細調査候補地ということになっておりますけれども、現実的ではなくなっているかなと思っております。現実に見ていきますと、8割のものが8,000を切っているということと、可能な限り他の農家の方の負担軽減を図るという観点からですね、暫定集約はどんどん進めていただければと思っております。また、8,000を切ったものが8割以上ありますので、あの齋藤矢板市長もおっしゃっていましたが、指定の解除、さらには、減容の検討案もぜひ進めていただければというふうに思っております。これは私としての考えですけれども、6市町それぞれ事情があると思います。保管している指定廃棄物の量であったり、それから齋藤矢板市長もおっしゃっていましたが、住民感情も、たぶんその矢板市さんと他の地域、それぞれ濃淡あるのかなと思っておりますので、もちろんその足並みをそろえるという意見もありますが、個別に協議をするということも検討していただいてですね、可能な限り、現実的な手法でこの問題を解決していただければというふうに思っております。那須塩原市としても、様々なことに協議があれ

ば応じたいと思っておりますし、現実的な観点で行っていければと思っております。以上です。

森山次長：渡辺市長どうもありがとうございました。他にご要望等どうでしょうか。

那須町長：那須町の平山でございます。よろしく願いいたします。那須町におきましては、資料1の3ページ、那須塩原市さんと同じように、農家の数としては、53農家、そして、事業所が6業者ございます。それで、今日添付していただきました、参考資料の1のところに保管状況等の箇所数でございます。牧草におきましては、全体の79か所のうち、34か所が那須町でございます。稲わらにおいての49か所のうち25か所が那須町。また堆肥の方も、18か所のうち11か所でございます。トン数にいたしましても、トータルで1679.8トンでございます。また、8,000Bq/kgを下回ったということでございますけれども、その次の3ページ・4ページでございます、私共の方は、4ページの方の那須町でございます。こちらの70か所のうちですね、35か所、半分がまだ8,000Bq/kg以上ということでございますので、もしこれからもですね、私どものところは観光地でもございます。一番はまず風評につながることをないような安心安全をもってこれからの暫定保管場所等も考えていかなければならないものだと思っております。当然今回、9年が過ぎまして、農家の方々の負担軽減が、私は一番先にやるべきだと思っております。一生懸命動いているところでございますけれども、それに合わせまして、やはり安全そして、どなたも分かっていたきながら保管できる場所、ですから、例えば見えないところとか、那須町としては、あまり考えずに、皆さんに、シビアに検討を、了解をいただけるような方向性で、暫定保管場所が必要であろうと思っております。できれば、各市町村はレベルが違うと思っておりますので、そちらの各市町村に合わせた対処をしていただければと思います。

森山次長：ありがとうございます。ではこれまでのところで、他によろしいでしょうか。では那珂川町の福島町長どうぞ。

那珂川町長：私は、先ほど齋藤市長がおっしゃってくださいましたけれども、いったん色のついたものをすべて、環境省の、国の責任で処分する。この立場は今も変わりません。それから再測定をするといった時に、その再測定する条件、これは学術的に記録として残す。いわゆる生きた実例でありますから、記録として残す。そして、検証する。あつてはならないことですが、今後に活かす。そういう面では、再測定は、私はよいと思います。そのように申し上げました。しかしそれを再測定して、濃度も下がった。これを指定解除等には絶対に使わない。あくまで、国の責任で処分すべき、この立場は今も変わりません。ただし、各市町でそれぞれいろいろな量とか濃度とか、

条件が違います。その中で、各市町のお考えに対して、私はコメントするつもりは一切ございません。そういうことでございます。

森山次長：ありがとうございます。大田原市の津久井市長お願いします。

大田原市長：津久井でございます。今福島町長さんの方からお話があったことと私は大体意見同じなので、一回色のついたものは最後まで国が責任をもってやってもらう、その代わり、暫定保管場所、これにはやはり、この10年間解決がついてないわけですから、それぞれの自治体の考え方に沿って指定をしていただいて、処理していただく、そういう流れになろうかと。それから、減容方法なんですけれども、やはり焼却となると、相当濃度が濃くなって、まあ10倍、簡単に見ても、濃くなるんだろうという感じがします。一気にベクレル数上がりますから、それは焼却の方法で周辺の住民の方々に大変な恐怖心をまた与える。焼却の方法をどうするか、焼却をしないのであれば、矢板市長さんが言われたように、圧縮をして、そして減容してしばらくの間、保管しておく。焼却って非常にあとあと問題残すのではないか。現に焼却灰、今は最終処分場の中に一時保管という形で地元の住民の方の理解をいただいて入れているものに、最後には国が責任もってくれるのだから置かせてよとお願いしていたものがけっこうあるんですよ。だからそれをまた、今回焼却灰にして移すとなるとやはり課題になるのかと。環境省さん言われたように、燃やすのではなく圧縮をするって方法なんでしょうか。そういったことで、私も大田原市としても環境省の皆様方と協力して、住民の方々の不安を解消していきたいなと思っております。以上です。

森山次長：ありがとうございました。それでは、あと、日光市の大嶋市長さんよろしいですか。

日光市長：おはようございます。お疲れ様です。日光市の場合にご案内のとおり、農家は1軒でございまして、集約についても公共施設で指定廃棄物を保管しているということで、他の市町に比べれば、少しハードルは低い状況であります。今、それぞれの首長さんが、それぞれのお立場でご意見をおっしゃいました。ぜひ寄り添った形で対処を継続していただければありがたいと思います。以上です。

森山次長：ありがとうございました。それでは色々ご意見いただいておりますので、現時点での対応について事務局の方から回答させていただきます。お願いします。

吉野室長：まず改めまして、保管が長く続いていることにつきましてはお詫び申し上げたいと思います。少しでも前へ進めるように頑張っていきたいと思っております。最初に、

矢板市長さんから、指定解除に向けた、かなり具体的なお話いただきました。ありがとうございます。焼却はしないですとか、市外に持ち出さないとかいった条件がございました。まず、指定解除いたしますと、栃木県の稲わらなどの場合ですと、特措法上は特定一般廃棄物になろうかと思えますけれども、まず、指定解除をして、まずその特定一般廃棄物か通常の廃棄物かによって基準なども違ってきますし、その解除した後に、処分をするのか、どのような形でやるのか、すき込みなどというのも他の県ではやられている事例でございますけれども、そうしたこともございますし、そういうことをせずに保管する場合にはどういうことになるのか、それぞれやることによって、適用される基準なども変わってきますし、我々が活用できる予算的な支援等、そのあたりも少し変わってきますので、技術的な支援はもちろんですが、具体的な今後のご意向に応じて、最後まで対応させていただきたいというふうに考えてございます。あとは、指定解除につきましてのご懸念が複数の方からございました。指定解除につきましては、先ほどのご説明でも申し上げましたけれども、8,000Bq/kgを切ったからといって、一方的に国が指定解除するといったことは決してございません。仮に指定解除したとしても、財政的な支援ですとか、周りへの説明ですとか、そういったところにつきまして国が、最後まで責任をもって対応させていただきたいというふうに思っております。いずれにしても、指定解除した後も、どこに持っていくのか等そういうところも含めて、意見交換はさせていただくことになろうかと思えますけれども、それぞれ各市町ご懸念とかご意向に応じて、今後、いろいろと意見交換はさせていただければというふうに思っております。それから、減容化の方法についても、大田原市長さんからございました。焼却については濃度が濃くなるということでもありますけれども、例えば、宮城県では8,000Bq/kg以下の稲わらにつきまして、焼却の処理をしています。それは、家庭ごみに混焼するような形で灰の濃度が高くなるようにしっかり管理しながらやっております。例えば焼却についても、そういった事例などもご紹介することももちろん出来ますし、やはり焼却はちょっとということでしたら、それはそれで他の手法もございますので、その辺も含めまして、ご意向をよく伺いながら相談をさせていただきたいと思っております。あとは、那須町の平山町長さんから風評につながらないようにということであるとか、安全ということを周りに分かってもらいながら、集約をしていきたいということがございました。これはすべての市町共通すると思えますけれども、他の県での事例ですとか、科学的な安全性、そういったところにつきましては、我々の方で、しっかり説明や情報提供をさせていただきます。我々が出向いてということもあると思えますし、その辺のところはしっかり対応させていただきたいと思っております。いずれにしても、各市町皆さんおっしゃっていましたが、各市町ご事情は全部違うと思えます。それぞれ、保管農家のご意向があると思えます。それぞれのご事情に沿っ

て、しっかりと個別によく相談させていただきたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力のほどお願いしたいと思っております。

森山次長：他にご意見とかどうでしょうか。

矢板市長：矢板市でございます。一点だけ要望させていただければと思います。実は、先ほども申し上げましたように、市内の保管農家の方回らせていただきましたけれども、その際に、今回、放射能濃度が8,000Bq/kgを下回らなかった農家の方からでございますけれども、引き続き、再測定をやっていただけないだろうかというような要望がございました。指定の当初というのは平成23年から24年にかけてで、昨年の秋ぐらいにとりかかっていたいただいたと思うのですが、2回数値をとっていただいたことで、減衰のトレンドは、ある程度予測は今後できるようになるというふうに思いますが、やはり特にいわゆる庭先保管等されている方、実は、そういう方ですけれども、非常にあの数値を気にされておられます。まあそういった方に対する配慮ということで、引き続き、毎年とは決して申しませんが、3年に一度とか、5年に一度とかそういった単位ですね、3年かからずにはですね、暫定集約場所を確保して、暫定集約できればいいのですけれども、そういう努力はしてまいります、是非、再々測定、定期的な数値の測定についてもですね、ご検討いただければと思います。以上でございます。

森山次長：ありがとうございます。どうでしょう、お願いします。

吉野室長：ありがとうございます。そこはやり方も含めまして、本当に一斉にやるのか、個別にやるのかということもございます。そういったところも含めまして、今後相談させていただければと思います。

森山次長：ありがとうございます。他にご意見はどうでしょうか。特に市長の方からは出たようでございますので、知事の方からございますでしょうか。

福田知事：はい、改めて、6市町長の皆様方にはお骨折りをいただいておりますこと、心から敬意を表したいというふうに思います。その中で様々な意見、あるいは懸念について、今、吉野室長から丁寧なご説明をいただいたところであります。齋藤矢板市長からは、保管農家の声も届けていただきました。本来最もお詫びをしなければならないのは保管農家の方々でございます、その方から今日は、結果として助け舟を出されると、こういうお話を頂戴することができました。かたじけないというふうに思っております。暫定集約につきましては、市町にとっては苦渋の決断ということになると思います。減容化などの説明もあったところですが、やはりこの問題は、最後

まで国が責任を持ってもらわなければ困るというふうに思っております。指定解除についても、処理責任を放棄することがあってはならないというふうに思います。住民の皆様方の不安というのもそこにもあるだろうと考えます。それでも、そういう状況があったとしても、一歩前に進んでいかなければなりません。そういう思いを国には受けとめてもらいたいと考えております。昨年本県は、台風19号で県内各地に甚大な被害を受けてしまいました。爪痕が今もなお色濃く残っている状況にあります。今後出水期を迎えるわけですけれども、今度は保管農家が被害を受けることになるかもしれません。つきましては、一日も早く、安全な形で暫定集約を進めていかなければならないとも思います。そこで、改めて国としてのお考えを今日は石原副大臣にお出でをいただいておりますので、市町長のご意見なども踏まえながら副大臣のご意見を賜りたいと思います。

森山次長：それでは、知事からのご意見につきまして、石原副大臣から回答をお願いしたいと思っております。

石原副大臣：今知事からお話がありました。先ほどの説明にもありましたが、前回の議事録なども見ましたけれども、どんな形にせよ、最後までしっかりと、国が責任をもってこの指定廃棄物の取扱いは対処させていただきたいと思っております。そして、やはり各自治体によって、色々と違うと思っております。矢板市の方では一部指定解除というお話もありましたが、指定解除しても、しっかりといろいろな施策でですね、技術的にも財政的にも、しっかりと支援してまいりたいと思っております。この考え方に沿って暫定集約を進めさせていただけるのであれば、しっかりとご相談に乗りながら、ご理解をいただきながら、全面的に、環境省として支援をさせていただきたいと思っております。

森山次長：他にどなたか、ご発言等ございますでしょうか。福島町長お願いします。

那珂川町長：今、副大臣のお考えお伺いしましたけれども、副大臣のご発言の中に、各自治体がやることへの支援策、そういう発言でございますけれども、あくまで国主導でやっていただきたいという、このように考えています。

森山次長：しっかりと国の役目として、やっていくということでございますので肝に銘じて取り組んでまいります。他にはどうでしょうか。

大田原市長：一つだけ確認をさせていただきます。指定解除しなければ、このままっていうことになってしまうのか、指定解除しなくても暫定集約はしていくということによるいんですよね。指定解除しなくても。

吉野室長：それは、おっしゃるとおりです。

大田原市長：そうですね。今ちょっと指定解除すればやるっていうふうに聞こえたもの
すから、そうじゃないですね。

吉野室長：はい。

森山次長：他にはどうでしょうか。それではですね、本日の意見交換はここまでといたしま
す。本日は様々なご意見をいただきました。誠にありがとうございました。今後は、
本日ご説明させていただきました考え方で進めさせていただきたく存じます。引き続
き、県や各市町のご意向をよく伺いながら進めてまいります。ここで、本日の議論を
受けまして、福田栃木県知事よりご発言をいただければと存じます。

福田知事：はい、改めて、各市町からは建設的なご意見をいただきましたことに御礼申し上
げます。各々課題を抱える中、今後も、大変なご苦勞、ご負担をおかけすることとな
ります。県といたしましても、各市町の状況をしっかりと伺った上で、各市町ととも
に、保管の負担軽減に向けて取り組んでまいりたいと思います。国におかれましては、
一日も早く農家が保管している状況を解消できるよう改めてお願いをいたします。ま
た、保管農家の負担軽減につきましては、あくまでも暫定的な集約でございます。国
におきましては、本県の指定廃棄物を一日も早く安全に処理していただきますよう、
処理できるようご努力を重ねてお願い申し上げます。以上です。

森山次長：ありがとうございました。それでは、石原副大臣から発言をいたします。

石原副大臣：本日は、暫定集約の今後の進め方についてご意見を賜り、誠にありがとうござ
います。栃木県の指定廃棄物の量や一時保管場所は大変多く、特に個人の農家の方々
のご負担は大きいというふうに認識しております。県や市町にも多くのご苦勞おか
けするものであり、今までの皆様のご苦勞を心から感謝申し上げます。今後は、本日
提案させていただいた考え方に基づいて、集約のあり方、暫定保管の場所等について、
県や市町のお考えをよく伺ってですね、ご相談させていただきたいと考えておりま
す。指定廃棄物の処理は非常に難しい課題であり、知事や市町長の皆様方のご理解ご
協力なくしては前に進むことができません。引き続き、問題解決のために、ご理解と
ご協力を賜りますようお願い申し上げますご挨拶とさせていただきます。

森山次長：それでは、本日はご多用の中、市町長の皆様方、そして福田知事にご出席いただきましたことに感謝申し上げます。これをもちまして、「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」を終了させていただきます。ありがとうございました。